多羅尾事務所ヘルパーステーション　運営規程〈抜粋〉

事業の目的

事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある利用者に対し、可能な限りその居宅において自立した日常生活が営むことができるよう、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

運営方針

1　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2　利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

3　利用者の心身の状態の維持若しくは改善を図り、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

4　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の名称等

名称　多羅尾事務所ヘルパーステーション

所在地　長野県上水内郡信濃町柏原１２４２－１

職員の職種、員数及び職務内容

管理者１名（常勤）事業所の業務管理を行う。

サービス提供責任者 1 名以上（常勤）指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画〔介護予防訪問介護計画〕の作成等を行う。

訪問介護員　2.5 名以上（常勤換算）利用者の居宅にて訪問介護サービスを行う。

営業日　月曜日から金曜日まで

営業時間　月～金曜日 9：00～17：00

営業実施地域　信濃町　（荒瀬原、熊坂、古海、北信、高山地区を除く）